

大阪市西区役所広告付き電子番号表示機等
設置及び広告掲載業務事業者の募集要項

令和8年10月
大阪市西区役所

大阪市西区役所広告付き電子番号表示機等設置及び広告掲載業務事業者の募集要項

区の新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上を図る目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集する。

1 施設の概要

- (1) 名称
大阪市西区役所
- (2) 住所
大阪市西区新町4丁目5番14号
- (3) 庁舎開庁時間
 - ・月曜日～木曜日、第4日曜日 午前9時00分～午後5時30分
(第4日曜日は一部の担当のみ)
 - ・金曜日 午前9時00分～午後7時00分 (午後5時30分～午後7時00分は一部の担当のみ)
 - ・その他、臨時開庁日 (年度末・年度始めの日曜日で大阪市が定める日等)
 - ・土曜日、上記以外の日曜日、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日) は閉庁
- (4) 西区役所一階来庁者数
500人程度 (1日あたり平均) (住民情報は400人程度)

2 募集内容

(1) 募集広告媒体

設置場所	設置機器※1	台数	最低広告料※2
大阪市西区役所	発券機	1台	7,200円 (月額・税抜)
	受付用操作機	5台	
	番号表示機	5台	
	交付窓口用モニター	1台	
	交付用操作機	1台	
	広告掲載機能付きモニター	2台	
	管理用パソコン	1台	
	WEB機能	1式	

※1 設置する機器の詳細については、別紙「大阪市西区役所広告付き電子番号表示機等設置及び広告掲載業務仕様書」のとおり

※2 最低広告料には、消費税及び地方消費税相当額 (以下「消費税等」という。) を含まない。契約締結の際は消費税等を加算する。

(2) 設置内容

別紙「大阪市西区役所広告付き電子番号表示機等設置及び広告掲載業務仕様書」のとおり

(3) 設置場所

大阪市西区役所1階窓口サービス課

(4) 設置期間

令和9年3月1日～令和14年2月29日 (5年間)

(5) 広告料

本市が定める最低広告料 (月額・税抜) 以上で価格提案のあった最高の価格をもって広告料とする。また、設置事業者として決定し、広告料を徴収する際には、価格提案のあった広告料に消費税等を加算する。

なお、広告付き電子番号表示機等の使用にかかる電気料金相当額については、当区が契約している電力会社の電気料金単価に基づき別途徴収する。

3 掲載できない広告

大阪市西区役所広告媒体への広告掲載要領第4条の各号（第6条に該当する場合は除く）及び第5条の各号に該当するもの。

4 応募資格

次の条件をすべて満たす事業者（法人）に限り応募することができる。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）応募申込みの日から事業者決定の日までの期間について、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないもの。
- （3）大阪市入札参加資格者名簿において、「04：映画等製作・広告・催事、印刷-02：広告代行」のうち、「01：総合広告代行」または「02：各種広告企画」に登録されていること。
- （4）本事業の趣旨・目的に賛同し、継続的に広告事業ができる者であること。
- （5）国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）の未納がないこと。
- （6）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- （7）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団でないこと。
- （8）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- （9）本市が実施した各種公募において、価格提案後若しくは広告掲出許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは広告掲出許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。
- （10）大阪市内又は近隣市町村に本店又は支店・営業所があること。

5 応募申込手続等

（1）応募申込期間等

① 募集要項掲載期間

令和8年10月1日（木）～令和8年11月9日（月）

② 申込受付期間

令和8年10月1日（木）～令和8年10月27日（火）

午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行わない。

③ 申込受付場所

〒550-8501 大阪市西区新町4丁目5番14号（西区役所1階 3番窓口）

担当：大阪市西区役所窓口サービス課 田浦、前田 電話：06-6532-9963

（2）申込みに必要な書類

① 応募申込書（本市所定様式）

② 誓約書（本市所定様式）

③ 印鑑証明書

④ 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本（登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項証明書」のいずれかの全部事項証明書）

※③④については発行後3か月以内のものに限る。

⑤ 国税及び大阪市税（大阪市内に本社・事業所等がない場合には、本社所在地における市町村税）（個人又は法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・建物））の未納の税額がないことの証明書の写し

※国税は納税証明書（その３）に限る。

⑥ 会社概要

※ただし、申し込みにあたり、申込者が令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿『大分類 04：映画等制作・広告・催事、印刷』のうち、『中分類 02：広告代行』で『01：総合広告代行』または、『02：各種広告企画』で登載されている場合は、③④⑤の書類提出を免除します。

(3) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を申込受付場所に持参して提出すること。
(郵送・FAX・電子メール等による受付は行わない。)

6 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月１３日（火）午後５時３０分まで（必着）

(2) 提出方法

質疑書を持参、送付または電子メールにより提出すること。

質疑書以外での質問は受け付けない。また、質疑書であっても、FAXによる受付は行わない。

電子メール送信先 tf0003@city.osaka.lg.jp 大阪市西区役所 窓口サービス課

※電子メールにて質疑書を提出される場合は、件名に「大阪市西区役所広告付き電子番号表示機等設置及び広告掲載業務事業者の募集要項にかかる質問について」と明記すること。

送付の場合は、５（１）③に記載の住所に送付すること。

(3) 回答方法等

期間内に提出された質疑書に対する回答については、令和８年１０月２２日（木）午後５時３０分までに、大阪市西区役所ホームページで公表する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

7 価格提案書の提出及び設置事業者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査日時

提出：令和８年１１月９日（月） 午後１時４５分～午後２時００分

審査：令和８年１１月９日（月） 午後２時００分～

※前掲５の応募申込手続を終えていない者は価格提案書の提出はできない。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市西区役所 ４階 ４０２会議室

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

① 価格提案書

② 委任状（代理人により応募しようとする場合）

③ 実印（代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した受任者の印鑑）

(4) 価格提案書の投函方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函すること。なお、応募は代理人名で代理人に行わせることができる。その際には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱へ投函すること。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、広告料（月額・税抜）を表示すること。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募資格者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(7) 価格提案審査

① 価格提案審査は、価格提案書の投函締め切り後、直ちに応募資格者立会いのもとで行う。

- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせる。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることができない。なお、価格提案審査の当日価格提案書を投函しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなす。

(8) 価格提案書の無効

- ① 最低広告料（月額・税抜）を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が指定した価格提案書を用いないでしたもの。
- ⑥ 同一価格提案審査について応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一価格提案審査について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一価格提案審査について他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案審査に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ⑫ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、**本市が設定する最低広告料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とする。**

なお、設置予定事業者には価格提案審査終了後、引き続き今後の手続きに関する説明を行う。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

- ① 最高となるべき同額の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定する。
- ② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定する。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、設置予定事業者名及び金額を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表する。審査決定後の問い合わせに対しては、設置予定事業者名及び決定金額を回答するとともに、大阪市西区役所ホームページに決定金額及び設置予定事業者名を掲載する。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがある。

8 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

9 必要経費の負担

- (1) 応募申込等の手続きに関する一切の費用については、応募申込者又は設置予定事業者の負担となる。
- (2) 設置にかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者が負担する。

10 その他

- (1) 応募者は、この募集要項及び仕様書を熟読し、疑義があればよく質し、これを了知のうえ価格提案に臨むこと。事業予定者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 支払われた広告料は返還しない。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。
- (3) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度大阪市西区役所と協議すること。

11 本要項に関する問い合わせ先

担当：大阪市西区役所 窓口サービス課 田浦、前田

住所：大阪市西区新町4丁目5番14号（西区役所1階 3番窓口）

電話：06-6532-9963

設置までのスケジュール

募集要項の公開（令和 8 年 10 月 1 日）



応募申込書・質疑書の受付開始（令和 8 年 10 月 1 日）



質疑書の提出期限（令和 8 年 10 月 13 日）



質疑書の回答予定（令和 8 年 10 月 22 日）



応募申込書の提出期限（令和 8 年 10 月 27 日）



価格提案審査・設置予定事業者の決定
（令和 8 年 11 月 9 日）



契約締結等の手続き



契約締結



機器設置、広告掲載の開始（令和 9 年 3 月 1 日）